

2021年度
みやぎ生協
「くらしと家計の相談室」
事業活動の報告

みやぎ生協のめざすもの

わたしたちは、協同の力で、
人間らしい暮らしを創造し、
平和で持続可能な社会を実現します。

くらしと家計の相談室
花本ビル8F

ご相談はどなたでもご利用いただけます。
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡2-3-15 花本ビル8F

みやぎ生協 〈生活相談・家計再生支援貸付事業〉
くらしと家計の相談室
~ご相談からご融資までをサポート!~
☎022-292-5015 受付時間 /
月~土 10:00~17:00
(日・祝日・年末年始を除く)

みやぎ生協 くらしと家計の相談室 検索

だれもが安心してくららせる地域づくりを、みやぎ生協の事業が応援します。



みやぎ生協では、くらしや家計、お金に関わる悩みを抱える方からのご相談をお受けし、現在の家計の状況を整理し、認識してもらいながら、改善策、解決策を相談者と一緒に考えていく「くらしと家計の相談室」を2013年9月に開設しました。

組合員加入の有無は問わず、事業圏域の生活者を対象に、相談料無料で相談をお受けしています。

この事業では、相談の結果の解決手段の一つとして「貸付支援」も行っています。これは、単に資金需要者の収入要件などから判断して融資を行うような、貸付を目的とした事業ではありません。その時の一時しのぎではなく、相談者が自ら家計の改善を望み、持続可能な家計に立て直すすべと一緒に考えます。そして改善、解決の方法として資金の調達が可能であり、他機関からの借入れが困難な場合は、組合員に対して生協から直接、貸付支援を実行するというものです。

事業開始から8年半を経過しました。相談総数6,599件、貸付支援1,179件、貸付支援金額は累計で10億683万円となりました。年度末貸付金保有債券残高は、392件2億8,817万円です。

みやぎ生協は、「だれもが安心してくらせる地域をめざす」ことを事業活動の柱として取り組んでおり、このことを実現するため、生協としての新たな役割を発揮する一つの事業として、家計の相談と貸付が一体となった「セーフティネット貸付事業」を推進しています。

また、生活困窮者自立支援法のなかで厚生労働省が管轄する「家計改善支援事業」について、平成30年度からは宮城県の委託事業「宮城県家計改善支援事業」を受託し、2021年度は4年目の事業運営に取り組みました。また、令和2年度からは3か年契約で仙台市の委託事業「仙台市生活困窮者等家計改善支援事業」を受託し、地域での家計改善支援に取り組みました。宮城県内で令和4年度にこの事業を実施している自治体は、宮城県域町村、仙台市、石巻市、東松島市、多賀城市、岩沼市、富谷市、大崎市、気仙沼市です。今後、各自治体の家計改善支援事業との事例交流を推進していきたいと考えています。

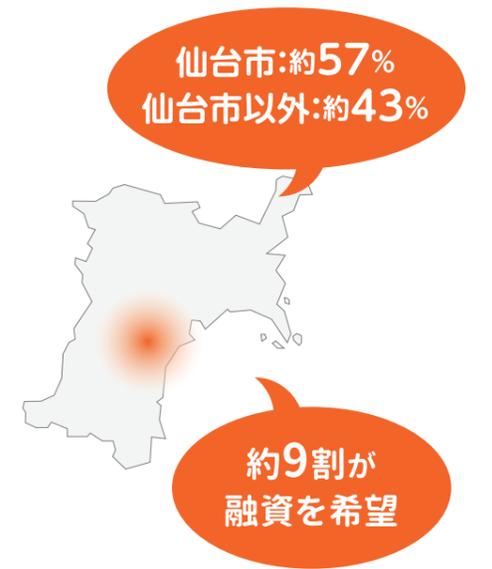
当生協がこの間対応してきた相談内容から言えることは、自立した生活を継続するために、その基礎となる安定した収入を得るための就労の継続だけでなく、家計支出を見える化し、見直し、改善することにより、何よりも収入に見合った支出の見通しを踏まえた日常生活の継続が重要であるということです。

当生協は、これまでの6,500件を超える相談実績を糧とし、行政窓口や関連機関、関係団体とは今まで以上に積極的に連携を図りながら、地域の生活者の家計支援に携わってまいります。

メンバーのくらしと家計改善をめざし、資金面のご相談もお受けします。

相談は、生協メンバーに限らず、必要とする県民の方すべてを対象に、無料でお受けしています。相談者の9割超の方は、「家計に資金が必要だ」として、融資を希望されてのご相談です。

いらしたきっかけは、生協からの広報やご案内によるものが多い中、関連の支援機関である社会福祉協議会様や行政保護課様、行政税務課様、各種NPO団体様などからのご紹介による来室も増えてきています。これは現在の福祉行政の制度では支援しきれない相談者が明らかに存在し、家計や資金繰りに苦慮しても解決策が見つからない方が多いことの表れであると考えます。



■ 2021年度の相談ご利用状況 (2021年3月21日～2022年3月20日)

当年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延による社会経済の混乱の2年目となりました。この感染症蔓延は、感染による身体的な影響だけではなく、社会活動を抑制せざるを得ず、多くの生活者の就労収入が減少してしまう、不安定になるという、生活基盤を脆弱化させる影響を及ぼしています。このことに対して、政府による様々な支援策が施行されていますが、その一つとして、多くの生活者が国の資金から無担保、無利息で借入れをして生活を維持しています。このことは金利9.0%を条件とする当生協への貸付相談に至らない大きな要因となっており、「相談の問い合わせ数が減少する」という影響が継続しています。当相談室の2021年度年間相談件数は373件で、前年比85.0%と、コロナ禍1年目の昨年をも下回りました。一方で、貸付支援は72件5,742万円(同111.8%)で前年実績を若干上回る結果となりました。

【2021年度 くらしと家計の相談室数値】

	2021年度実績	事業累計
電話相談件数	373件	6,599件
新規相談件数	185件	3,403件
面談率	49.6%	51.7%
延べ相談件数	307件	6,223件

	2021年度実績	事業累計
貸付支援件数	72件	1,179件
貸付支援率	38.9%	34.7%
貸付金額	5,742万円	10億683.3万円
貸付単価	79.7万円	85.3万円
貸付残高	2億8,817万円	2億8,817万円

相談内容から見える、「家計やお金に関するお困りごと」の特徴的な事例

当相談室では、これらの相談に対し、家計の収入状況、支出状況を相談者と整理した上で、改善、再生のための手段と一緒に考えます。そのうえで、公的制度や法的解決などの他制度優先の手段を探りながら、資金の調達が必要であり、解決手段の一つとして生協からの融資が妥当と判断できる場合には、生協が直接貸付をして支援しています。相談窓口で貸付制度と一緒に備えることで、相談者にとって、困りごとの解決策の選択肢が広がっています。

相談事例 Case1 カードのリボ払いでいつの間にか100万円の債務!!

相談趣旨 / カードのリボ払いを使っていたら、限度額一杯で一括払いしかできなくなってしまった。返済が追いつかず家計が回らない!

相談室の対応 / 3枚のカードでリボ払いを利用し、毎月の返済を低くしすぎているため残高が一気に膨らんだ。もうカード利用はしたくないという相談者の意思を尊重し、クレジットカウンセリング協会での債務整理相談につないだ。

家計の教訓

使い勝手のいいクレジットカード。“リボ払い”の相談が増えています。毎月5万円使うのに支払は1万円。残り4万円は?? 単純計算でも1年で50万円の借金を抱えます。ショッピング限度枠はどのカードも大きく、いつの間にか債務が100万円になっていることも。毎月のカード利用は、収入に見合った使い方“翌月一括払い”を基本とし、ご自身のカード利用限度枠や毎月の返済額を意識して、無駄な金利をかけずに賢く使いましょう。

相談事例 Case2 過去の国保税・住民税などの滞納があり、滞納額を一括で払うめどを立てなければならない!

社会保険料や住民税は、当然払う義務のあるものです。会社勤務で給与天引きではない場合や、自営業を営んでいる場合に税金滞納が起こってしまう傾向にあります。後回しにしていると最悪の場合、給与差し押さえ、口座差し押さえ、不動産差し押さえに至り、生活が立ち行かなくなります。滞納額が高額にならないうちに行政との十分な相談をすることが大切です。

相談事例 Case3 車検費用と自動車税の支払いが重なり準備できない。

相談趣旨 / 車検1か月前となったが、自動車税が昨年、今年分とまだ払っていないため、車検に出せず、仕事にも支障をきたす。普通自動車で20万円くらい必要!

相談室の対応 / 1年間の家計収支の中で自動車税が払えなかった原因を確認。今後の家計の見直しと資金需要時期に備えた貯蓄を進めることを条件に貸付支援を行った。

家計の教訓

自動車税の請求時期、車検の時期は決まっています。車検が切れそうになり切羽詰ることのないよう、計画的な資金管理が必要です。

相談事例 Case4 転職により初任給までの生活費が不足する!!

相談趣旨 / 再就職先が決まり働き始めるが、月末締め翌月末払いで初任給支給日まで2か月間くらいの当面の生活費が足りない!

相談室の対応 / 家計収支表の現在の生活状況から不足額を算出、再就職先の雇用証明書などの書類から今後の収入を見通し、分割での返済が可能と判断し、貸付支援。3か月後の収入安定時期に再相談を実施することとした。

家計の教訓

会社都合や自己都合で転職や再就職が必要な場合、思うように就労先が決まらず、収入が途切れてしまうケースが多々あります。貯蓄がある間はしのげますが、収入が厳しい時期に生活スタイルを変えずに安易に借入に頼ると大きな債務になりかねません。まずは失業手当、傷病手当などの公的な支援給付が使えないものか確認しましょう。

みやぎ生協は、令和4年度「宮城県家計改善支援事業」、および「仙台市生活困窮者等家計改善支援事業」を受託しました。

みやぎ生協は、生活困窮者自立支援法に基づく、家計やお金のお困りごとのご相談ができる自治体事業の委託を受け、仙台市内に2ヶ所(2020年から3年目)、宮城県内町村部に3ヶ所(2018年から5年目)の相談窓口を開設し、地域の生活者に対しての家計改善支援を行っています。対象地域にお住まいの方は、ぜひご利用ください。

宮城県家計改善支援事業

家計とお金のご相談窓口

宮城県自立相談支援センター 仙南事務所内

宮城県柴田郡大河原町大谷町向126-4 オアガ2階
毎週火曜日 9:30~16:00

☎0224-51-8401

対象 ▼ 以下の地域にお住まいの方

蔵王町 セツケ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町



宮城県自立相談支援センター 宮城黒川事務所内

宮城県塩釜市海岸通10-1 三晴ビル201
毎週木曜日 9:30~16:00

☎022-290-9961

対象 ▼ 以下の地域にお住まいの方

松島町 セツケ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村



宮城県自立相談支援センター 北部事務所内

宮城県大崎市古川台町9-12 H・F第一ビル101
毎週水曜日 9:30~16:00

☎0229-25-4517

対象 ▼ 以下の地域にお住まいの方

加美町 色麻町 美里町 涌谷町 女川町 南三陸町



仙台市生活困窮者等家計改善支援事業

仙台市家計相談プラザ

仙台市家計相談プラザ

仙台市宮城野区榴岡2-3-15 花本ビル8F
月~金曜日 9:30~17:30

☎022-791-7205



仙台市家計相談プラザ出張窓口

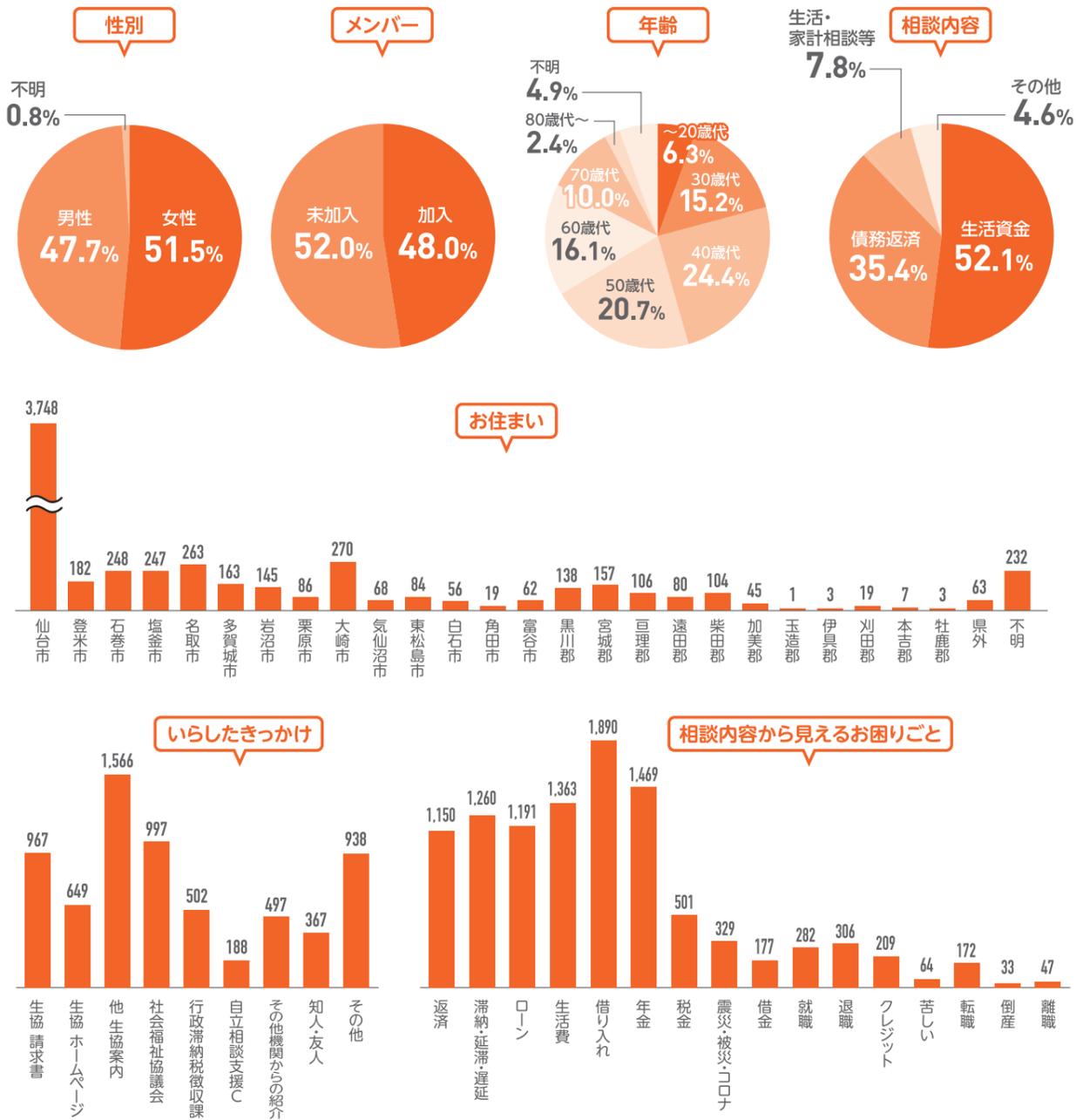
仙台市青葉区二日町6-6 シャンボール青葉2F
仙台市生活自立・仕事相談センター
「わんすてっぷ」内
月~金曜日 9:30~17:30

☎022-395-8865



※上記窓口は年末年始は休業です。

資料：相談面談者の属性（2013年9月～2022年3月累計）



みやぎ生協家計再生支援貸付 融資条件（貸付には審査があります。）

対象／他の制度利用に該当せず、貸付により家計再生が図られると判断でき、返済が無理なく出来る方。
金利／年9.0% **融資限度額**／300万円（※1）
返済方式／元利均等返済等 **返済期間**／5年以内
遅延損害金／年14.6% **その他**／連帯保証人または家計管理人（※2）が必要です。

- ご融資の際はみやぎ生協のメンバー（組合員）となるために1000円以上の出資金が必要です。
- 事業資金を用途としたご融資はできません。

※1 収入や資金使途により異なります。

※2 家計管理人とは弁済義務は負いませんが借主の家計再生に向けての協力や支援、生協との連絡や調整役など伴走者の役割を担っていただきます。

地域のくらしをサポートするために、このほかの事業も推進しています。

みやぎ生協は、「協同の力で、人間らしいくらしを創造し、平和で持続可能な社会を実現する」ことをめざして、事業とメンバー（組合員）と一緒に活動を進めています。
 地域には、ご高齢の方、障がいをお持ちの方、子育て中の方、一人暮らしの方などさまざまな人がくらししています。地域に住むみんなが、できることで助け合い、支え合うことで安心してらせる地域を創るために、みやぎ生協はくらしをサポートするさまざまな事業・活動を行っています。

① コープフードバンク

お問い合わせは ☎022-779-1556

品質には何ら問題がないものの、さまざまな理由で販売が難しくなってしまった食品等を無償で寄贈いただき、支援を必要としている福祉分野の団体・施設に提供し、食べられる食品を有効に活用する活動です。
 2012年4月に事業をスタート。食品等を寄贈いただける協定企業様は151社。食品等の提供先の福祉団体・施設は、社会福祉協議会など375団体で、活動エリアも宮城県、福島県のみならず、東北6県に広がっています。



② 低所得世帯の子どもの学習支援

お問い合わせは ☎022-218-3880

低所得家庭および東日本大震災で被災した世帯の子どもへの学習支援のサポートを、NPO法人アスイクと協同で2013年から取り組んでいます。現在は、行政からの低所得世帯の子どもへの学習サポート事業を受託したNPO法人アスイクと協同で、店舗に併設した集会室での教室開設をサポートしています。

③ こ～ぷふれあい便

お問い合わせは ☎022-347-3825

お買い物不便という方を支援する「お買い物代行サービス」です。店舗にある商品を週2回、事前にいただいた注文にそって、スタッフが生協のお店でお買い物を代行し、午後に商品をご自宅にお届けします。配達に伺った際に、次回の注文をお聞きます。県内17店舗で実施しています。

④ こ～ぷくらしの助け合いの会

お問い合わせは ☎022-292-5016

高齢の方や障がいのある方、産前産後や子育て中の方など、手助けが必要な方と、お手伝いができる方が、それぞれ会員登録し、有償で助け合いを行なう活動です。清掃や洗濯、食事づくりなどの家事援助や話し相手、車を使用しない通院付き添い、障がいのある方の生活支援などをお手伝いしています。

⑤ くらしの相談ダイヤル

お問い合わせは ☎022-292-5016

くらしの中での様々なお困りごとのご相談を専用電話でお受けしています。ご相談内容に応じて、みやぎ生協が提供しているくらしの助け合いの会、各種サービス事業などのご案内をさせていただいたり、外部関係機関などのご案内をしています。